

令和4年度 美波町地籍調査業務

共通仕様書（2項委託）

# 地籍調査事業共通仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本仕様書は、美波町が国土調査法（昭和26年法律180号）に基づき国土調査法第10条2項の規定により実施する地籍調査事業の作業方法等について定める。

### (作業規定)

第2条 本業務にあたっては本仕様書のほか、業務委託契約書及び下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には美波町（以下「甲」という。）と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）  
同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (4) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (5) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (6) 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領  
（平成14年国土国第593号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (7) 国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令  
（平成22年国土交通省令第50号）
- (8) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例  
（平成23年国土籍第279号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (9) 「地籍調査事業（2項委託）実施要領」  
（平成24年3月29日第567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (10) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程  
（平成24年3月29日第568号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (11) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則  
（平成24年3月29日第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (12) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (13) 測量法（昭和24年法律第188号）・同法施行令（昭和24年政令第322号）及び同規則
- (14) 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領（平成14年国土国第593号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (15) 地籍測量に用いる器械の点検要領  
（平成23年国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (16) 地籍調査成果電子納品要領（平成25年4月国土交通省 土地・建設産業局地籍整備課）
- (17) 地籍調査に係る通達及び先例
- (18) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年国土国第504号国土調査課長通知）
- (19) 一筆地調査外注化実施マニュアル（平成14年国土交通省土地・水資源局国土調査課）
- (20) その他関連法規

(作業計画)

第3条 受託者(以下「乙」という。)は、業務着手前に下記の作業実施計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- ① 作業実施計画書
- ② 作業工程表
- ③ 主任技術者届
- ④ 班長届
- ⑤ 受託監督者及び受託検査者届
- ⑥ 作業の班編成と実施体制
- ⑦ その他必要な事項

(打合せ)

第4条 乙は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項についてその進捗状況を毎月5日までに報告するほか、必要な段階ごとに甲と十分打ち合わせを行って、作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。なお、打ち合わせの時期等については協議するものとする。

2 作業実施中に指示又は協議した重要な事項については、その内容等を別に定める打ち合わせ記録簿等に記録し、相互に確認するものとする。

(秘密厳守)

第5条 乙は、本業務の遂行上知り得た個人情報及び全ての事項について、本契約期間中並びに終了後も第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、取得個人情報の取扱いについて美波町個人情報保護条例を遵守するとともに、借用を受けた資料に関しては、プライバシーマーク(Pマーク)、またはISMSの規定に準拠し、個人情報の保護対策を行い、管理・保管・廃棄するものとする。

3 業務上収集した情報を甲の許可なく、複写及び加工し庁外へ持出し、並びに目的外使用してはならない。

(身分証明書及び土地立ち入り)

第6条 乙は、業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。

2 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者、または占有者にその旨を通知すること。

3 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返却すること。

4 宅地や垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ占有者に許可(承認)を得るか、甲と協議の上対処すること。

(工程管理)

第7条 乙は、次の各号により工程毎の管理を行わなければならない。

- (1) 乙は、原則として工程小分類の区切り目において、受託監督者(主任技術者)の工程管理を実施しなければならない。
- (2) 乙は、業務実施にあたり、関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
- (3) 乙は、現場作業日誌を記録し、進捗状況等を甲に報告するものとする。

(成果の検定)

第8条 乙は、成果品について技術的能力を有し、かつ組織としての体制が確立された機関として国土地理院に登録されている検定機関による検定を受けるものとする。

(工程検査)

第9条 乙は、本業務の実施にあたり、2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程に基づき、工程ごとに受託法人検査を行った後、甲の委託者検査を受けなければならない。

2 乙は、委託者検査において、過失又は遺漏に起因する誤りが判明した場合は、速やかに再測、補足を乙の負担において実施するものとする。

(再委託)

第10条 乙は、工程管理及び検査に係る業務を再委託することはできない。ただしその他の業務で、甲が再委託を許可する場合には再委託することができる。なお、再委託の成果に係る責任も乙が負うものとする。

(完了検査)

第11条 乙は、完了検査を受ける際には、工程検査済みも含めた全ての成果品並びに関係資料を準備し、受託検査者並びに受託監督者（主任技術者）立会のうえ検査を受けなければならない。

2 この検査にかかる費用は、乙の負担とする。

3 本作業の完了は、成果品を提出し、委託者検査に合格した時をもって完了とする。なお、完了後において訂正事項等が生じた場合は、この責任において訂正しなければならない。

(官公庁その他への手続き等)

第12条 乙は、作業実施のための必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きは、甲と打ち合わせのうえ、乙において迅速に処理しなければならない。

2 乙は、関係官公庁、その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとする。

(技術者等)

第13条 当該業務の受託監督者、受託検査者、主任技術者は、測量法第49条により登録された測量士であり、地籍調査管理技術者・地籍主任調査員・土地家屋調査士のいずれかの資格を有し地籍調査を熟知したものでなければならない。又は、これに準じる能力があり「甲」が認めたものとする。

2 当該業務の班長は、測量法第49条により登録された測量士とし地籍調査を熟知したものでなければならない。但し一筆地調査工程においては、測量士補又は土地家屋調査士等で地籍主任調査員の資格を有するもの又は、これに準ずる能力があり「甲」が認めるものを班長とすることができる。

3 乙は、前項により登録された登録番号を書面により通知し、資格証の複写、及び雇用関係を証明できるものを添付して書面により通知しなければならない。また、これらのものを変更したときも同様とする。

(疑義)

第14条 本業務の実施にあたっては、本仕様書に明示なき事項、その他疑義のある場合は、甲と乙が協議のうえ決定し、乙はその指示に従うものとする。

(保安と紛争の回避)

第15条 乙は、本業務中実施にあたって、次の各号に掲げることに十分留意し、紛争の回避に努めなければならない。

- (1) 交通及び保安上問題が生ずる恐れがある場合は、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上実施すること。
- (2) 本業務従事中は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等についてすみやかに甲に報告し、損害賠償等の責任は乙が負うものとする。